

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成28年12月12日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時30分

出席者 委 員 委員長 針 谷 育 造

小久保 かおる 松 本 喜 一 渡 辺 照 明

平 池 紘 士 大 出 三 夫 大阿久 岩 人

広 瀬 義 明 海老原 恵 子

傍 聴 者 大 谷 好 一 茂 呂 健 市 青 木 一 男

坂 東 一 敏 広 瀬 昌 子 古 沢 ちい子

白 石 幹 男 関 口 孫一郎 大 川 秀 子

入 野 登志子 天 谷 浩 明 福 富 善 明

大 武 真 一 永 田 武 志 岡 賢 治

小 堀 良 江 福 田 裕 司

事務局職員 事務局 局長 稲 葉 隆 造 議事課 長 田 嶋 亘

課長補佐 金 井 武 彦 主 任 中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	早 乙 女	洋
総 務 部 長	赤 羽 根 則	男
危 機 管 理 監	青 木 康	弘
財 務 部 長	小 林 敏	恭
消 防 長	増 山 政	廣
総 合 政 策 課 長	寺 内 秀	行
総 合 政 策 課 主 幹	糸 井 孝	王
岩舟地域づくり推進課長	三 柴 浩	一
総 務 課 長	名 淵 正	己
職 員 課 長	永 島	勝
危 機 管 理 課 長	榎 本 佳	和
財 政 課 長	杉 山 知	也
市 民 税 課 長	萩 原 雄	一
資 産 税 課 長	水 落 恒	夫
収 税 課 長	福 島	司
消 防 総 務 課 長	上 岡 健	司
消 防 第 2 課 長	鈴 木 宏	之
議 事 課 長	田 嶋	亘

平成28年第4回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

平成28年12月12日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第124号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第125号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第126号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第127号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第128号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第134号 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第115号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第3号）（所管関係部分）
- 日程第8 陳情第 2号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（針谷育造君） ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

着座のまま進めさせていただきます。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（針谷育造君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（針谷育造君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第124号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） おはようございます。よろしく願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第124号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

議案書は24ページ及び25ページ、議案説明書は3ページから5ページになります。

まず、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の3ページをごらんください。提案理由であります。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、栃木市議会の議員の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要であります。1の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、第1条関係につきましては、本年度の12月期の期末手当の支給割合を100分の10引き上げるものでございます。2の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、第2条関係、こちらにつきましては上記1の改正により、12月の期末手当の支給割合のみ100分の10引き上げとなりますが、来年度以降につきましては引き上げ分を6月期と12月期に均等に割り

振り直し、6月期の支給割合を100分の5引き上げ、12月の支給割合を100分の5引き下げるものでございます。

なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

また、詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次の4ページ、5ページをお開きください。左のページが現行、右のページが改正案となります。まず、改正条例第1条関係の一部改正でございますが、第6条第2項の改正につきましては、期末手当について本年度12月期の支給割合を100分の10引き上げ、100分の165から100分の175に改めるものでございます。

続きまして、改正条例第2条関係の一部改正であります。第6条第2項の改正につきましては、期末手当について来年度以降6月期の支給割合を100分の5引き上げ、100分の150から100分の155に、12月期の支給割合を100分の5引き下げ、100分の175から100分の170に改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の24ページをお開きください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。次の25ページをごらんください。改正文であります。内容につきましては先ほど新旧対照表によりご説明をさせていただきましたので、附則につきましてご説明いたします。

第1項につきましては、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。第2項につきましては、第1条の規定は平成28年4月1日にさかのぼって適用する。第3項につきましては、既に本年度の期末手当を支給しておりますことから、改正条例の公布前に支給した期末手当につきましては、内払いとみなすというものでございます。

なお、引き上げ分につきましては、改正条例の公布後、支給することとなります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 質疑なしの声がございませぬ。質疑なしということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますので、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第124号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第124号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第2、議案第125号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） ただいまご上程をいただきました議案第125号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

議案書は26ページ及び27ページ、議案説明書は7ページから9ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の7ページをお開きください。提案理由であります、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、栃木市長等の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要であります、1の栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、第1条関係につきましては、本年度の12月期の期末手当の支給割合を100分の10引き上げるものでございます。2の栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、第2条関係につきましては、上記1の改正により、12月期の期末手当の支給割合のみ100分の10引き上げとなりますが、来年度以降につきましては引き上げ分を6月期と12月期に均等に割り振り直し、6月期の支給割合を100分の5引き上げ、12月期の支給割合を100分の5引き下げるものでございます。

なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

また、詳細につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、8ページ、9ページをごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。まず、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、第1条関係であります、第4条第2項の改正につきましては、期末手当について本年度12月期の支給割合を100分の10引き上げ、100分の165から100分の175に改めるものでございます。

続きまして、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、第2条関係であります、第4条第2項の改正につきましては、期末手当について次年度以降6月期の支給割合を100分の5引き上げ、100分の150から100分の155に、12月期の支給割合を100分の5引き下げ、100分の175から

100分の170に改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の26ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきまして、次の27ページをごらんください。改正文がありますが、内容につきましては先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則につきましてご説明いたします。

第1項につきましては、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。第2項につきましては、第1条の規定は平成28年4月1日にさかのぼって適用する。第3項につきましては、既に本年度の期末手当を支給しておりますことから、改正条例の公布前に支給しました期末手当につきましては、内払いとみなすというものでございます。

なお、引き上げ分につきましては、改正条例の公布後、支給することとなります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第125号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第125号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第3、議案第126号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） ただいまご上程をいただきました議案第126号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

議案書は28ページから41ページ、議案説明書は10ページから41ページとなります。

まず、議案説明書10ページをお開きください。提案理由であります、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、栃木市職員の給与を改定するため、栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要であります、1の栃木市職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係から次のページ最後の4の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正、第10条関係につきまして、記載の内容の改正をお願いするものでございますが、詳細は新旧対照表によりご説明いたします。

また、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、12ページ、13ページの新旧対照表をごらんください。左のページが現行、右のページが改正案となります。まず、栃木市職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係の第17条の2及び第17条の3の改正は、他の法令と整合を図り、字句の整理を行うものです。

次のページ、14ページ、15ページ、条例第17条の4第2項の改正につきましては、12月に支給する勤勉手当の支給割合を再任用職員以外の職員については100分の10、再任用職員については100分の5引き上げるものでございます。附則第33項の改正につきましては、給与の減額支給措置の対象となっております55歳を超える職員の12月期に支給する勤勉手当につきまして、支給割合が引き上げられますことから減額する際の割合も引き上げるものでございます。

次に、18ページをごらんください。このページから25ページにわたり、記載の別表第1、行政職給料表及び26ページから33ページにわたり記載されている別表第2、消防職給料表につきましては、各給料表に定める給料月額を初任給や若年層で1,500円程度、そのほかはそれぞれ400円の引き上げを基本に改定するものでございます。

次に、34ページ、35ページをごらんください。改正条例第2条、栃木市職員の給与に関する条例の一部改正の第8条、第9条でございますが、扶養手当について配偶者に係る手当額を扶養親族に係る手当額と同額の6,500円まで減額いたしまして、それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引き上げるものでございます。

次に、36ページ、37ページをごらんください。下から6行目からの第17条の4第2項の改正につきましては、改正条例第1条で12月の勤勉手当の支給割合を上げますが、来年度以降につきましては年間の支給割合を変更することなく、6月期と12月期の支給割合を均等にするものでございます。附則第33項の改正につきましては、55歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる

額の算定に係る割合を改めるものでございます。

次に、38ページ、39ページの下から6行目をごらんください。一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正、条例第3条関係であります。40ページ、41ページ上段の部分の記載のとおり、12月期の期末手当の支給の割合を100分の10引き上げるものです。第10条第2項の改正につきましては、高度で専門的な知識、経験またはすぐれた識見を有する者として採用する特定任期付職員、現在総務課に弁護士がおりますが、こちらの方が該当することになります。

別表第1、特定任期付職員給料表及び別表第2、任期付職員給料表の改正につきましては、国家公務員に準じまして給料月額を改めるものでございます。

次に、改正条例第4条、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正であります。第10条第2項の改正につきましては、来年度以降特定任期付職員の6月期と12月期の期末手当の支給割合を年間支給割合を変更することなく、均等にするものでございます。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の28ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。29ページをごらんください。改正文であります。内容につきましては先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、38ページ、下から6行目からごらんいただきたいと思っております。附則第1項につきましては、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条、6月期と12月期の支給割合を均等にする規定の部分となります。その部分と附則第4項の規定、扶養手当に係る経過措置の規定でございますが、こちらは平成29年4月1日から施行するというものでございます。

第2項につきましては、第1条及び第3条の規定は平成28年4月1日にさかのぼって適用する。

第3項につきましては、このたびの給与改定によりまして、平成28年4月1日にさかのぼって給与が引き上げとなります。既に支払い済みの給与があるため、その部分は給与の内払いとみなすというものでございます。

第4項につきましては、扶養手当の配偶者に係る手当額の減額につきまして、受給者への影響を少なくする観点から段階的に実施するというものでございます。

第5項につきましては、規則への委任規定となります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） おはようございます。済みません。基本的なところをお聞きしたいのですが、条文の中に特定職員と特定幹部職員という言葉が出てまいりまして、この2つがどう違うのか。そして、職員内における割合というものがもしわかるようでしたら教えていただきたいので

すけれども。

○委員長（針谷育造君） 永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） 特定幹部職員とは何かというご質問かと思いますが、まず行政職の給料表7級以上、いわゆる管理職の中の課長級以上の職員ということになります。行政職で4月1日現在119名で、また特定職員というご質問ですが、特定職員は55歳を超える職員ですが、行政職の場合は課長補佐以上の職員、消防職の場合は課長以上の職員ということで、行政職で117名だったかと思います。消防職で5人だったでしょうか、以上となります。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今の課長の説明をお聞きしますと、一般職、消防職含めて課長補佐以上の方々がこの特定職員もしくは特定幹部職員という認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） そのとおりでございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 説明文の中に、55歳を超える特定職員ということでご説明頂戴しましたが、なぜそこで55歳なのか。特定職員になるというのが課長補佐以上という定義があるのであれば、55歳という条文は本当に必要なのかと感ずるのですが、その辺どう感じていらっしゃいますか。

○委員長（針谷育造君） 永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） この辺の部分につきましては、数年前からこういう減額措置がございますので、まず55歳以上の課長補佐になっていない、いわゆる副主幹級とか主査級の職員についても減額すべきではないかというご意見もあろうかと思えます。ただし、給料表の構成上、副主幹につきましては5級、その下の職員については4級という形になりますので、給料月額自体が違ってきますから、まず民間の55歳以上の方の給料水準に合わせて人勧のほうもこういうつくりになっているというところでございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ざっくり言うと、ある程度の年齢になっていても給料表によってある程度給料の差が生じていると、そのある程度の課長補佐という職務に当たっている方々からは、そういった減額等の対象になるというような考え方でこういう条文になっているということでよろしいのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、特定職員のほうについては理解をさせていただきました。

特定幹部職員のほうなのですけれども、今回の条例改正において特定幹部職員の方々の手当等が

引き下げになっているように感じるのですが、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） 特定幹部職員の手当が引き下げになるというよりも、年齢で下がるというようなところが基本的な考え方にございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしましたら、その特定幹部職員の方々の今回の条例改正にかかわる収入額といいますか、そういったものに今までと変動はないという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） 特定幹部職員につきましては、勤勉手当100分の10引き上げ、これは一般職員と基本的には変わりはありませんので、特定幹部職員だけ特別に引き下げということはございません。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 例えば今ちょうど目の前に、これは説明書のほうですね、38、39がありまして、上のほうに12月に支給する場合においては100分の90というものが条例文に載っておりまして、それが改正後には100分の85というふうに、割合が下がっていらっしゃる。ほかのページも何か下がっているような感じに見受けられたものですから、この質問をさせていただいたのですが、済みません。ちょっとそこのご説明いただけるとありがたいのですが。

○委員長（針谷育造君） 永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） 今ご質問いただいた点は、今年度12月期について100分の10引き上げまして、来年度6月期、12月期、これを均等にする関係上、この10引き上げたものを来年の12月は5引き下げて、6月に5引き上げるという、そういうところの改正でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それは勤勉手当でなくて、期末手当のほうですよ。勤勉手当も同じような考えで引き上げ、そしてさらに来年度において調整を図るということよろしいのですか。

○委員長（針谷育造君） 永島職員課長。

○職員課長（永島 勝君） 一般職につきましては、期末手当ではなくて、勤勉手当ということになります。もしかしたら私の説明の中で期末と勤勉の言葉がちょっとすれ違って説明していたとしましたら、一般職については勤勉手当ということでご理解いただければと思います。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第126号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第126号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第4、議案第127号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

萩原市民税課長。

○市民税課長（萩原雄一君） よろしくお願ひいたします。それでは、ただいまご上程をいただきました議案第127号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は42ページから58ページでございます。また、議案説明書は42ページから79ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の42ページをごらんください。議案第127号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由であります。地方税法の一部改正に伴いまして所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例等の一部を改正することにつきまして議会の議決をいただきたいというものであります。

次に、改正の概要についてであります。掲載のとおりであります。

参照条文につきましては省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして44ページ以降の新旧対照表でご説明させていただきます。恐れ入りますが、44、45ページをお開きください。栃木市税条例の一部改正であります。市税条例の本文を改めるものでございます。第18条の2は、行政不服審査法の改正により不服申し立ての種類が審査請求に一元化されたことに伴い、規定を整備するものであります。

次の第19条、次のページの第43条、次のページの第48条及び52、53ページの第50条は、最高裁判所の判決を踏まえ、個人市民税及び法人市民税に係る延滞金の計算期間等について、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて所要の措置を行うものであります。

次に、54、55ページをお開きください。下段の第51条は、個人市民税の減免申請において個人番

号を記載しないこととされたため改正するものであります。

次に、56、57ページをお開きください。第56条は、法の改正に伴い独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康安全機構に名称が変更されたため改正するものであります。

次の第59条は、引用条項の整備を行うものであります。

次に、58、59ページをお開きください。第139条の3は、特別土地保有税の減免申請において個人番号を記載しないこととされたため改正するものであります。

次に、中段の第6条であります。ここからは附則の改正となります。附則第6条は、所得税や市県民税の申告の際、従来の医療費控除もしくはセルフメディケーション、自主服薬推進のため、薬局等で合法的に買える医薬品、いわゆるスイッチO T C医薬品の控除を選択できるものとするものであります。スイッチO T C医薬品とは、一般的な薬局やドラッグストアで販売されている医薬品の一部が該当し、支払い額が1万2,000円を超えた場合にその超えた金額、限度額8万8,000円が所得控除となります。

なお、定期健康診断などを受けている方が対象で、適用期間は平成29年1月1日から平成33年12月31日までの特例措置であります。

次の附則第10条の2は、わがまち特例の特例項目の追加及びそれに伴う項ずれ等の整理を行うものであります。

次に、60、61ページをお開きください。中段の附則第10条の3は、熱損失防止住宅改修工事の費用に充てるために、国または地方公共団体からの補助金の交付を受ける場合を追加するものであります。

下段の附則第16条は、平成27年度税制改正で実施された軽自動車税のグリーン化特例経過について、1年延長する規定を整備するものであります。

次に、62、63ページをお開きください。中段の附則第20条の2は、特例適用利子等を有する方の所得を分離課税するものであります。

次に、少し飛びまして、68、69ページをお開きください。附則第20条の3は、附則の新設に伴う条ずれを整理するものであります。

次に、少し飛びまして、74、75ページをお開きください。栃木市税条例等の一部を改正する条例の一部改正は、平成27年9月28日に公布した栃木市条例第49号の未施行の部分の規定を改める内容であります。市たばこ税に関する経過措置について定める読みかえ規定について、法及び施行規則が改正施行されたことにより、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表での説明は以上であります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の55ページをお開きください。議案書の55ページをお開きください。附則第1条により、この条例は公布の日から施行するというものであります。ただし、同条第1号及び第2号につきましては、当該各号に定める日

からそれぞれ施行するというものであります。

また、次の56、57ページの附則第2条及び附則第3条につきましては、それぞれの経過措置を規定するものでありまして、所要の経過措置を設けた上で施行するものであります。

なお、今回の改正は、平成28年度税制改正において地方税法等の一部改正する法律が平成28年3月31日に成立し、翌4月1日に施行されたことに伴い、市税条例の改正を行うものでありまして、例年ですと9月議会に上程させていただいておりますが、平成28年6月1日に来年4月から予定されていた消費税率10%への引き上げが平成31年10月まで2年半先延ばしされることとなり、消費税率の引き上げが前提条件とされていた法人市民税の税率引き下げや自動車取得税の廃止及び新税として燃費性能により取得時に課税される環境性能割、現在の軽自動車税にかわる種別割の導入等について、消費税率の引き上げ同様、先送りされることが平成28年秋の臨時国会で可決され、それら先送りされた件を除いた件についてご審議いただくものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第127号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第127号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第5、議案第128号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

水落資産税課長。

○資産税課長（水落恒夫君） よろしくお願ひいたします。それでは、ただいまご上程をいただきまして議案第128号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は59ページから62ページであります。また、議案説明書は81ページから89ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の81ページをごらんください。議案第128号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由であります、地方税法の一部改正に伴いまして所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市都市計画税条例の一部を改正することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

次に、改正の概要についてであります、1には課税標準等の特例に係る引用条項の整理を行うものであります。

2つ目には、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が一定の認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋に係る都市計画税の課税標準の特例割合を定めるというものでございます。

次の参照条文につきましては省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、82ページ、83ページをお開きください。83ページの第1条第2項の栃木市税条例番号を改めるものでございます。

第2条第2項につきましては、引用条項のずれを改めるものであります。

次に、附則です。第7項につきましては、法附則第15条第42項の条例で定める割合が追加されたものであります。法附則第15条第42項は、固定資産税の課税標準の特例についてでありまして、都市再生特別措置法で規定します認定事業者が取得する公共施設の用に供する家屋に係る都市計画税の課税標準の特例割合を定めるものでありまして、取得期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間とし、対象資産の課税が課せられてから5年度分まで都市計画税の課税標準となるべき軽減割合について5分の4にするというものであります。

なお、現在都市再生特別措置法に該当する事業につきましては、本市にはございません。

次に、附則第8項以降については、いずれも附則第7項の追加に伴う改正と引用条例の整理でありますので、説明は省略させていただきます。

以上で議案説明書の改正概要の説明を終わらせていただきます。

次に、議案書でございますが、恐れ入りますが、議案書の61ページをごらんください。附則の施行期日ですが、附則第1項により、この条例は公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第128号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第128号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第134号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第6、議案第134号 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） よろしくお願いたします。ただいまご上程をいただきました議案第134号 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

議案書は82ページ及び83ページ、議案説明書は127ページから129ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の127ページをごらんください。

まず、提案理由であります。栃木市消防団に特定の活動に限って従事する機能別消防団員を設けるため、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要でございますが、1、機能別消防団員の資格を定めること。

2、機能別消防団員の報酬を定めることでございます。

参照条文につきましては省略させていただきます。

次に、改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、128ページ、129ページ

ジをお開きください。右側のページ、改正案の第3条に次の1項を加えるものでございます。

2、団員のうち機能別消防団員（規則で定める特定の消防活動に限って従事する消防団員をいう。以下同じ）は、前項各号に掲げる資格のほか、消防団員または消防吏員の経験を5年以上有する者のうちから任命する。

次に、第12条第1項中、6万7,000円の次に（機能別消防団員にあつては1万円）を加えるものでございます。

次に、議案書の82ページ、83ページをお開きください。82ページにつきましては、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するというものであります。83ページにつきましては、先ほど新旧対照表でご説明いたしましたので、ここでは省略させていただき、附則につきましてご説明いたします。

この条例は平成29年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 機能別消防団員のこの特定の活動という内容なのですが、先日説明いただきましたけれども、ここでもう一度ご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 特定の活動につきましては、団員が減少していく中でサラリーマン化していくとありますので、日中の活動をする団員が減っているということでございますので、主に日中の火災等の災害に活動していただくということを想定しております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 集まりは一朝有事の際に、その地域において消防団活動を実際にしていただく方ということなのだろうと思うのですが、この機能別消防団員自体もその定数に含まれるという考え方でよろしいのですよね。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 消防団員の定数の中に含まれるということで想定しております。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 現状消防団定員という規定はございますが、はっきり言って定員割れをしていて、なかなか後任が集まらないというのが現状かと思えます。各消防分団においても自治会からのご協力をいただいて後任等欠員が出ないように努力をされているのは重々承知しておりますけれども、機能別消防団員、火災等が起きたときに行ってくれる人を、OBにもう一度戻ってこれとい

う決まり事かと思うのですけれども、5年以上の資格というのは、これ結構ハードルが高いかなと。かといって、即戦力でなければ入っていただいても意味がないと。新しい人を探して育てるよりは経験のある人を、もう即戦力で動ける人にもう一度参加していただきたい内容になっているのだと思うのですけれども、この5年以上の資格を有している人というのが、これが余り年齢が高くても仕方ないのかなと思うのですが、この機能別消防団員を何人入れなければ、今の定員に達していないのか。今何人定員割れしているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 少々お待ちください。消防団の条例の定数が1,239名で、現在団員数が1,166名ですので、欠員が72名の欠員に今なっております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 通常ですと、1つの部が大体定員が12名でございますので、6つの部に相当するぐらいの欠員が生じている。これ全体から見ますと、結構大きな数字になっていらっしゃると思いますし、名前が登録されていても実際には幽霊部員で、現場に出てくることはほとんどないという方も結構いらっしゃるのも、これ周知の事実でございます。この機能別消防団員が果たしてどれだけ参加していただけるか。これまだ始まってみないとわからないと思うのですけれども、こういった施策を講じるに当たって、実際に消防団の方々からの意見、先輩方が多分戻ってくれるのではないかなというような手応えというのは実際あったのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） この制度を設けるに当たりまして、各方面隊の幹部の方々の意見をお伺いしました。方面隊によって定員割れしていないところもありますので、この制度は何か何でも機能別消防団員を設けてくださいというものではございませんので、現在定員を満たしている分団に関しては現在のままで進めていただいて大丈夫です。あと、定員割れしているところなのですが、実際にまだ声かけをしているわけではございませんので、機能別消防団員がどれだけ入るかというのは現在のところはまだ想定はされておられません。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） これ以上深くお聞きするつもりもないのですけれども、機能別消防団員、これはもうある意味ちょっと苦し紛れで、それでもやるしかないということからこういったものがご提案されているのだと思うのですが、今後機能別消防団員よりも根本的に変えていかななくてはならないところも出てくるかと思っておりますので、消防団には今後の努力を続けていただくようお願い申し上げます。質問を終わります。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ちょっと素朴な質問なのですが、現在消防団員として5年以上になった人が新しく5年経験した人が入ると1万円年間変わるのですよね。その辺の苦情とか、文句が出ないのでしょうか。5年経験以上やっている人が現在いて、5年間やってきた人がまた新たに入ってきて、報酬が1万円高いというのが、1万円でしょう。1万円しか出さないのですか。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○委員（松本喜一君） たった。プラス1万円ではないのですね。1万円ということなのですね。わかりました。私はそれプラス1万円かなと思ったのですけれども。

○委員長（針谷育造君） 答弁はよろしいですか。

○委員（松本喜一君） はい。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑ありますか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） この任命というのは、5年経験という今までの消防団員として経験しているあくまでも任命であって、それに入るには消防学校とかその講習とかというのは受けるということとはなしということで任命するのか。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 消防学校に入らなければというようなそういうことは一切ございません。5年の経験のみということで任命するということになります。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） その5年経験というか、退部してから10年もたったりしているのに、今のマニュアルとかを勉強しないで、ただ任命でいくということでもいいのですか。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） その辺につきましては、個人の技量と申しますか、キャリアと申しますか、考え方にもよってきますし、方面隊のほうの考え方にもよると申しますので、不安であれば訓練に参加していただいて、過去のことを思い出していただくということも必要かなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今の答弁の中では、では方面隊に一任するということなのですか。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） 方面隊と、あとご本人がやっぱり不安であるというのが一番心配だと思っておりますので、そこら辺はご本人と方面隊のほうにお任せするというふうを考えております。

○委員（大阿久岩人君） わかりました。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第134号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第134号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第7、議案第115号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） よろしくお願いたします。ただいまご上程いただきました議案第115号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをごらんください。平成28年度栃木市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億2,625万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ673億8,131万9,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

継続費の補正は、第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」によるというものであります。

繰越明許費の補正は、第3条、繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第4条、債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」によるというものであります。

地方債の補正は、第5条、地方債の変更は、「第5表 地方債補正」によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページ、6ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

7ページをお開きください。第2表、継続費補正（変更）につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

8ページをお開きください。第3表、繰越明許費補正（追加）につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

9ページをごらんください。第4表、債務負担行為補正（追加）につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

10ページをお開きください。第5表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。上段の補正前の起債の目的欄の1行目、保育所施設整備事業から、一番下の土地区画整理事業まで計4件について起債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

ページが飛びまして、41ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。41ページは歳入、次の42、43ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただきます、引き続き所管関係部分の歳入について説明をさせていただきます。

44ページ、45ページをお開きください。14款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額25万円の増額であります。説明欄の地方創生推進交付金につきましては、中小企業、小規模企業の総合支援プロジェクトとして各種支援策を実施するために活用する国の交付金であります。

46ページ、47ページをお開きください。16款1項1目1節土地建物貸付収入は、補正額41万円の増額であります。説明欄の市有登録有形文化財貸付収入につきましては、蔵の街大通り沿いにある文化財を活用して就業、創業支援や市民交流事業を行う事業者に対する建物貸付収入であります。

48ページ、49ページをお開きください。18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額2億5,332万9,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金からの繰り入れを増額補正するものであります。

次に、20款5項4目2節雑入は、補正額355万1,000円の増額であります。所管関係部分は、説明欄1行目の栃木県被災者生活再建支援金交付金等でありまして、防災ラジオの追加販売に伴い販売収入を増額補正するものであります。

次に、21款市債であります。補正額は1億2,380万円の増額であります。1項1目1節児童福祉債は、補正額6,750万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債（保育所施設整備事業）

につきましては、いりふね・そのべ保育園統合整備事業に充てるため増額補正するものであります。

続きまして、4目1節道路橋りょう債は、補正額570万円の増額であります。説明欄の公共事業等債（道路新設改良事業）であります。スマートインターチェンジ整備事業につきまして国庫補助事業として実施することに伴い、起債のメニューを変更するものでありまして、一番下の地方道路整備事業債（道路新設改良事業）を減額し、公共事業等債を増額補正するものであります。次の旧合併特例事業債（道路維持事業）につきましては、舗装修繕事業に充てる起債を増額補正するものであります。次の旧合併特例事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道114号線道路改良事業に充てる起債を減額補正するものであります。次の地方道路整備事業債（道路維持事業）につきましては、市道各号線舗装補修事業に充てるため増額補正するものであります。

次に、3節都市計画債は、補正額5,060万円の増額であります。説明欄の公共事業等債（土地区画整理事業）につきましては、新大平下駅前地区土地区画整理事業に充てる起債を増額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き、所管関係部分の歳出についてご説明いたします。50ページ、51ページをお開きください。1款1項1目議会費は、補正額975万6,000円の増額であります。説明欄の職員人件費につきましては、定期人事異動に伴い当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや人事院勧告を踏まえ、その差額分について給料、職員手当等を補正するものであります。

以下、各科目において補正しております職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以降の説明は省略させていただきます。

次の議員人件費につきましては、人事院勧告に準じ本年12月分の議員期末手当の支給割合が0.1月分引き上げられることに伴い増額補正するものであります。

52ページ、53ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額1,636万円の増額であります。説明欄の国際交流協会補助金であります。同協会の繰越金が多額であることから、当初予算において補助金額を減額したところ、同協会の負担金収入が当初の見込みを大幅に下回ったことや在住外国人が増加傾向にあり、歳出の大幅な削減も困難であることなどから予算に不足が生じたため、補助金を増額補正するものであります。

次の宮の下簡易郵便局管理運営事業費につきましては、事務取扱員の1名から退職の申し出があり、新たに1名を採用することになりましたが、引き継ぎの期間として1カ月間両名を重複して勤務させる必要が生じたため、その報酬を増額補正するものであります。

次の自治基本条例推進事業費につきましては、栃木市市民会議で行っている自治基本条例の検証、行政評価の外部評価の審議が順調に進んだことにより、市民会議委員報酬について不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額39万1,000円の増額であります。説明欄の総合政策課一般経常事務

費につきましては、国への要望及び国との連携を求められる用務が増えたことにより支出が増大したため、旅費を増額補正するものであります。

次の出会い～住まいトータルサポート事業費につきましては、県のこども政策課が事務局となっているとちぎ未来クラブにおいて、新たにマッチングシステムによる会員登録制のパートナー探しの機能を加えたとちぎ結婚支援センターが今月設置され、その運営費の一部を県及び市町が負担するものであります。

次に、14目地域づくり事業費は、補正額はゼロでありまして、説明欄の地域おこし協力隊募集事業費につきましては、栃木市職員等の旅費に関する条例に基づき、地域おこし協力隊が着任する際の移転料を支給するものであります。

54ページ、55ページをお開きください。2項2目賦課徴収費は、補正額276万3,000円の増額であります。説明欄の市民税賦課事務費につきましては、マイナンバー制度の施行に伴い給与支払報告書等の様式が大幅に変更され、法人番号や個人番号等のパンチ入力項目が追加されることによる電算処理委託料の増額が主なものであります。

続きまして、ページが飛びますが、92ページ、93ページをお開きください。92ページ、93ページでございます。9款1項1日常備消防費は、補正額530万4,000円の増額であります。説明欄の2行目、藤岡分署管理運営費につきましては、経年劣化による車庫シャッターの改修工事費であります。

2目非常備消防費は、補正額133万円の増額であります。説明欄の消防団運営費であります。消防団員向けに配信している災害出場指令メールにつきまして、情報追加及び配信時間の短縮を図るためにシステムを改修するための委託料が主なものであります。

次に、5目災害対策費は、補正額1,222万円の増額であります。説明欄の2行目、防災ラジオ普及事業費であります。8月に防災ラジオの販売を開始したところ、1日で販売予定の400台を上回る申し込みがあり、その後も数多くの問い合わせがあったため、追加販売することにした防災ラジオの購入費が主なものであります。

以上をもちまして、平成28年度栃木市一般補正予算（第3号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

大阿久委員。

- 委員（大阿久岩人君） 93ページのこの防災ラジオ普及事業費ということなのですからけれども、これで何台用意したのか。
- 委員長（針谷育造君） 榎本課長。
- 危機管理課長（榎本佳和君） 今回の補正に伴いますラジオの購入の予定台数は800台でございます。
- 委員長（針谷育造君） 大阿久委員。
- 委員（大阿久岩人君） この800台というのですが、またなくなったら補正というか、今後増やしていく計画はあるのですか。それとも、これで終わりなのですか。
- 委員長（針谷育造君） 榎本課長。
- 危機管理課長（榎本佳和君） 防災ラジオ普及事業費に関しましては、次年度以降市の実施計画には1,000台の購入を、平成29年度においては1,000台の購入を予定をしております。
- 委員長（針谷育造君） 大阿久委員。
- 委員（大阿久岩人君） 何か市民から、前回は急になくなったということで、市民の満足いくような今後も計画をお願いしたいと。要望で結構です。
- 委員長（針谷育造君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） この防災ラジオなのですからけれども、これ仕入れ値がたしか1台1万2,500円ぐらいになるのですよね。
- 委員長（針谷育造君） 榎本課長。
- 危機管理課長（榎本佳和君） 市で購入するのが入札の結果であります。1台約1万1,300円程度だったと思います。
- 委員長（針谷育造君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） かなり市費、市負担が多く、これを市民の方に販売をされているはずなのですが、知っているのですけれども、課長、お幾らで市民の方にお売りされているか。
- 委員長（針谷育造君） 榎本課長。
- 危機管理課長（榎本佳和君） 販売に当たりましては、一般の世帯あるいは法人等で購入される場合には1台当たり7,500円、それから75歳以上の方のみで構成される世帯で購入される場合には1台当たり2,500円で販売をしております。
- 委員長（針谷育造君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） 来年度も同じ台数を販売されるのかなと思うのですけれども、やはり売価は同じ設定でおやりになられるのですか。
- 委員長（針谷育造君） 榎本課長。
- 危機管理課長（榎本佳和君） こちらの販売価格に関しましては、基本的には同じ考え方でいき

いと考えております。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 2回目になりますと、やはり欲しい方はたくさんいらっしゃるかと思いますが、ある程度は負担額というのも変わってきてもいいのではないかという気がしないでもないのですけれども、細かい設定によっては売価の設定をまた変えていくというお考えはあるのでしょうか。ないのですよね。たしか同じようにやられるとおっしゃっていましたが、であるならばもっと大きく広げてしまってもいいのかなって気がしないでもないのですけれども、これは平成29年度までで終わりということで考えてよろしいのですか。

○委員長（針谷育造君） 榎本課長。

○危機管理課長（榎本佳和君） 現在決まっているところが平成29年度の話はしましたが、普及はできるだけ多くさせていきたいというふうに考えておりますので、継続して実施をしてみたいというふうには考えております。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第115号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第115号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦勞さまでした。

〔執行部退席〕

◎陳情第2号の上程、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第8、陳情第2号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情書を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

金井書記。

〔書記朗読〕

○委員長（針谷育造君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言願います。ございますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） この陳情に関しましては、先日陳情者からの説明もいただいたところでございますし、全国的に所得税法の改正、56条の廃止というのを叫ばれているのは存じております。ただ、先日の陳情者の口頭説明を聞いた折に、56条を廃止するのが目的であって、所得税法の整合性もしくは法的連続性については一切興味がないというと語弊がありますけれども、それは知らない。この56条については特例措置として57条があるわけで、56条だけ廃止を求めて、57条等については一切触れていられなかったと、そういったことを考えますと、私は56条、そして57条の特例措置があつて、その特例措置を講ずれば何ら問題がない体制がとれる現状については言及をされず、ただ女性の人権云々にだけ論点を絞つての陳情というのは、いささか若干これは問題があるかなと。できれば法的整合性、連続性にまで触れた後の所得税法の撤廃、改正ということでの陳情でしたら審議ができるのですが、今回のことについては、私はどちらかという陳情は採択すべきではないと考えております。

○委員長（針谷育造君） そのほかにご発言はございますか。

大出委員。

○委員（大出三夫君） ただいま広瀬委員のほうからご説明がありましたけれども、先日の民商のほうから3名の女性の方が見えまして、この件についてぜひとも撤廃していただきたいと、そんな強い要請がありまして、陳情書も読ませていただきましたけれども、今この件については、国会で審議中というか、そんな内容に書かれております。そういうようなことから、非常になかなか難しい問題ですが、そして陳情に見えられた3名も、青色申告についてはあえてこれから実行してもいいのだというか、そんなニュアンスの声も聞こえました。そういうことから、非常に難しい問題で、今国会のほうでも検討の最中でございますので、なかなかここでもって結局これを我々としては賛成というか、その辺が非常に苦しいところがあるのですが、そんなことで現状についてはもう少し様子を見たほうがいいのではないかと、そんな考えが自分としての考え方でございます。

○委員長（針谷育造君） 小久保副委員長。

○副委員長（小久保かおる君） 日本の所得税は、個人単位課税方式であつて、夫婦単位や家族単位でなく、個人単位の所得に基づいて課税が今発生している状況です。でも、この個人単位課税方式を悪用して租税回避を考える要領のよい納税者を抑制するために設けられたのが、この所得税法第

56条であります。

昭和25年の世帯単位課税制度から個人単位課税制度へと改正されておりますけれども、租税回避を図る要領のよい納税者を抑制するためであって、そのようなことからこの本陳情を不採択にすべきと考えております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） そのほかいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご発言がない方もいらっしゃるのですけれども、非常に責任がこちらも生じてくるようなものになる可能性も……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 渡辺委員。

○委員（渡辺照明君） 大体が日本国憲法の30条は、日本国民の義務として納税するのは当たり前だという一文が入っているのです。ですから、青色申告をすればちゃんとあれしますよということですから、何でも金を稼ぐということは、やっぱり帳面でも何でもしっかりつけて、それであれしたのがいいと思うので、それはあくまでも日本国民としての義務ですから、その辺をしっかりとあれして、ただこの条文だけ外せと、こういう手前みそのやり方を私は賛成はできません、残念ながら。

○委員長（針谷育造君） わかりました。

それでは、重要なことですので、各委員さんにもご意見を伺いたいと思います。

松本委員。

○委員（松本喜一君） この条文に、先ほど渡辺委員も言ったように、青色申告と白色申告に差をつけている制度といいますけれども、差があるとすればしっかり青色申告で出していけば、ちゃんと奥さんの所得も出せるし、全部それも税金もできると思うのです。配偶者にしたければそれだけの103万円以下にするとか、そういういろいろあるわけですよ。法律はちゃんとそういうふうにできているのであるから、ちゃんと申告して、それを出せる状況を国のほうはつくっているのですから、これを廃止というのはちょっと腑に落ちないのかなと私は思います。

以上です。

○委員長（針谷育造君） そのほか。

〔「1人ずつ……」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） お願いをしたいと思います。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 過日の説明では、所得が少なくてローンが組めない、車が買えないという、

それは自分たちが選ぶことであって、青色申告をきちっとつけて、やっぱり自分の所得というか、それを申告してその納税をしていくのが、私は日本国民の義務だと思いますので、私もこれは不採択ということでございます。

○委員長（針谷育造君） それでは、そのほかご意見を述べていない、平池委員。

○委員（平池紘士君） 結論からいえば不採択ということなのですからけれども、理由としては皆様が今まで述べていた部分は大多数のところは私も合意できるところでございます。調べてみますと、2010年ぐらいからですか、大分やはりこういう動きがあって、実は最高裁のほうにもこれ上がった判例も出ております。その中でも、この所得税法第56条は合憲ということで出ているその部分でやはり不採択の決断をしている議会も多くあるというような内容もちょっと調べたのですけれども、中には理由としては皆さんがおっしゃっていることと私も同意見でございます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 海老原委員。

○委員（海老原恵子君） 私も不採択にすべきであるというふうに思っております。56条の条文の趣旨は、家族内の恣意的な所得分配を除去して、公平な税制負担を求めるところにあります。また、国会におきまして、第4次男女共同参画基本計画に盛り込まれた税制の検討におきまして所得税法第56条が含まれまして、今後検討していくという方向性も出されております。現在56条は必要であると、そのように考えております。

○委員長（針谷育造君） それでは、全員の方にご意見を述べていただきました。

ほかにご意見等がないようでありますので、ただいまから陳情第2号について採決いたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） それでは、自由意見を述べていただいたということで、討論も兼ねたというような判断をさせていただきたいと思っております。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立なし〕

{	賛 成					
	反 対	小久保かおる	松本喜一	渡辺照明	平池紘士	大出三夫
		大阿久岩人	広瀬義明	海老原恵子		

○委員長（針谷育造君） 起立はございません。

したがって、陳情第2号は不採択とすべきものと決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（針谷育造君） 以上で、当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願いますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでございました。

（午前11時30分）